

上越市選挙管理委員会告示 第 80 号

令和 7 年 10 月 26 日執行の上越市長選挙において政党その他の政治団体が掲示する政治活動用ポスターには、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 201 条の 11 第 4 項及び上越市公職選挙法等執行規程(平成 4 年選管規定第 1 号)第 43 条に規定にする上越市選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければならないこととした。

令和 7 年 10 月 19 日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一